

女川町海岸広場の指定管理者の選定結果等について

女川町海岸広場の指定管理者候補者の選定にあたり、女川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書類に基づきプレゼンテーション審査、質疑等により審議を行い、指定管理者候補者を選定しました。

その結果を踏まえ、町では、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、その管理を行うものについて、次のとおり選定しました。

1 指定管理者

- (1) 団体名：女川みらい創造株式会社
- (2) 所在地：女川町女川二丁目60番地
- (3) 代表者：代表取締役 阿部喜英

2 指定管理者候補者としての選定理由

選定にあたり、審査基準に従い18項目を6人の審査委員により審査したところ、540点中451点で、当委員会が定めた指定管理者候補者として適格と認められるB評価となったため、指定管理者候補者として選定しました。（別紙「審査結果表」のとおり）

3 指定期間

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで（4年9か月間）

4 申請状況（公募によらない選定）

- ・指定団体数：1
- ・申請団体数：1

5 指定管理者候補者の審査経過

(1) 選定委員構成

- ・委員長：女川町副町長
- ・委員：外部有識者2名、教育委員会教育長、町職員3名 計7名

(2) 審査経過

期日	審査経過等
令和4年5月12日	第1回選定委員会 ・会議の趣旨及び選定委員会審議日程等協議 ・施設概要及び指定管理老入の経緯 ・審査基準及び評価方法の説明及び審議 ・審査等（プレゼンテーション・事業計画及び収支計画等）及び質疑
令和4年5月19日	第2回選定委員会 ・最終質疑 ・採点 ・審査評定集計結果説明及び指定管理者候補者の選定 ・答申書（案）の審議 ・選定結果公表資料の審議

女川町海岸広場指定管理者 候補者選定に係る審査 集計表

審査基準項目	審査委員						計
	A	B	C	D	E	F	
1 事業計画について(各審査委員配点55点・合計330点)	48	46	41	47	41	47	270
① 施設の設置目的を踏まえた運営方針であるか	5	5	4	5	4	5	28
② 平等利用の確保及び法令順守は適切に図られるか	5	4	4	4	4	5	26
③ 管理運営に係る人員配置及び体制は充分であるか	4	5	3	4	3	4	23
④ 職員の研修、育成計画、管理開始前の準備計画は適切であるか	4	3	3	4	4	4	22
⑤ 施設及び設備等の維持管理計画は適切であるか	4	4	4	5	4	4	25
⑥ 利用料金等の現金の取扱い、経理等は適切であるか	4	5	4	4	4	5	26
⑦ 第三者に行わせる予定の業務範囲は適切であるか	4	4	3	4	4	4	23
⑧ 利用者のサービス向上に向けた取組みは、具体的かつ実効性があるか	5	4	3	5	4	4	25
⑨ 利用者ニーズの把握・反映、施設の設置効果を高める自主事業等が適切に計画されているか	5	4	5	4	4	4	26
⑩ 事故・防犯・防災等の対策及び対応は適切であるか	4	4	4	4	3	3	22
⑪ 個人情報の管理体制、情報公開への対応は適当であるか	4	4	4	4	3	5	24
2 収支計画について(各審査委員配点15点・合計90点)	12	12	11	14	11	13	73
⑫ 経費の積算及び配分等が適正であり、具体性があるか	4	4	3	5	4	4	24
⑬ 仕様書及び事業計画等との整合性は図られているか	4	4	4	5	4	5	26
⑭ 経費の削減は図られているか	4	4	4	4	3	4	23
3 申請者の管理運営能力について(各審査委員配点15点・合計90点)	13	12	13	13	13	15	79
⑮ 安定的な運営が可能となる組織体制が整っているか	4	4	4	4	4	5	25
⑯ 指定管理に対する熱意や意欲など、取組姿勢は適切であるか	5	4	5	5	5	5	29
⑰ 施設の管理実績が良好であるなど、管理運営能力は充分か	4	4	4	4	4	5	25
4 その他(各審査委員配点5点・合計30点)	4	5	5	5	5	5	29
⑱ 町民及び周辺商業エリア事業者等との適切な連携により、地域の活性化が期待できるか	4	5	5	5	5	5	29
各審査委員配点90点・合計540点	77	75	70	79	70	80	451
合計からの評価	B	B	B	B	B	B	B

【評価】

項目	個別評点計	総合評点計
A 優れた候補者として選定できる。	82～90点	492～540点
B やや優れた候補者として選定できる。	64～81点	384～491点
C 無難な候補者として選定できる。	54～63点	324～383点
D 候補者として選定できないが、次点として評価する。	36～53点	216～323点
E 候補者として選定できない。	18～35点	108～215点

※各審査委員の評価項目において2以下の評点があった場合、審査委員の個別評点計が54点以上であったとしてもD評価とし、総合評価についても同様の取り扱いとする。評価がD以下である場合は、候補者として選定しないものとする。